

使用開始日 2023年12月20日

投資信託説明書(交付目論見書)

米国国債ファンド 為替ヘッジなし(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00（営業日のみ）

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))	年12回 (毎月)	北米	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	大和アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月12日
資本金	151億74百万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	26兆1,487億8百万円
(2023年9月末現在)	

- 本文書により行なう「米国国債ファンド 為替ヘッジなし（毎月決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2023年12月19日に関東財務局長に提出しており、2023年12月20日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます（請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい）。

ファンドの目的

残存期間の異なる米国国債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

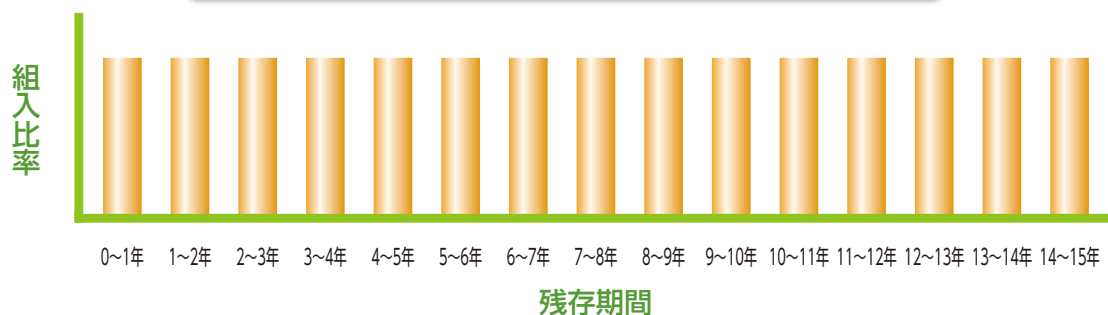
1 米国国債に投資します。

- ◆米国国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- ◆米国国債への投資にあたっては、残存期間が最長15年程度までの国債を、残存期間毎の国債の投資金額がほぼ同程度となるように組入れることをめざします。

※ストリップス債に投資することもあります。

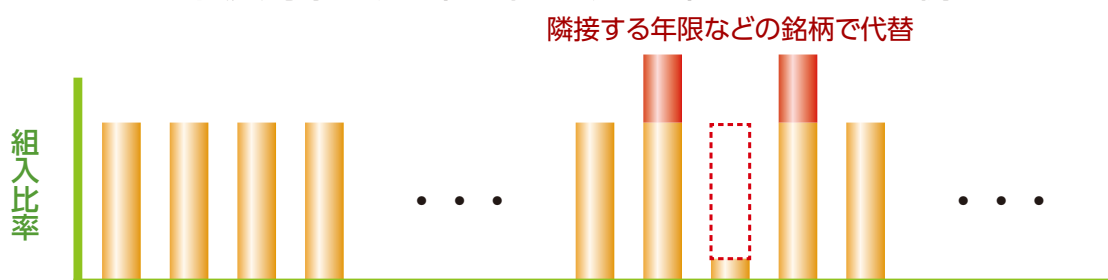
※このような運用手法を**等金額投資**といいます。

残存期間ごとの組入イメージ



投資対象となる国債の発行額が少ないこと等で流動性が低い場合には、残存期間が隣接する銘柄等で代替することがあります。

● 投資対象の流動性が低い場合の組入イメージの例 ●

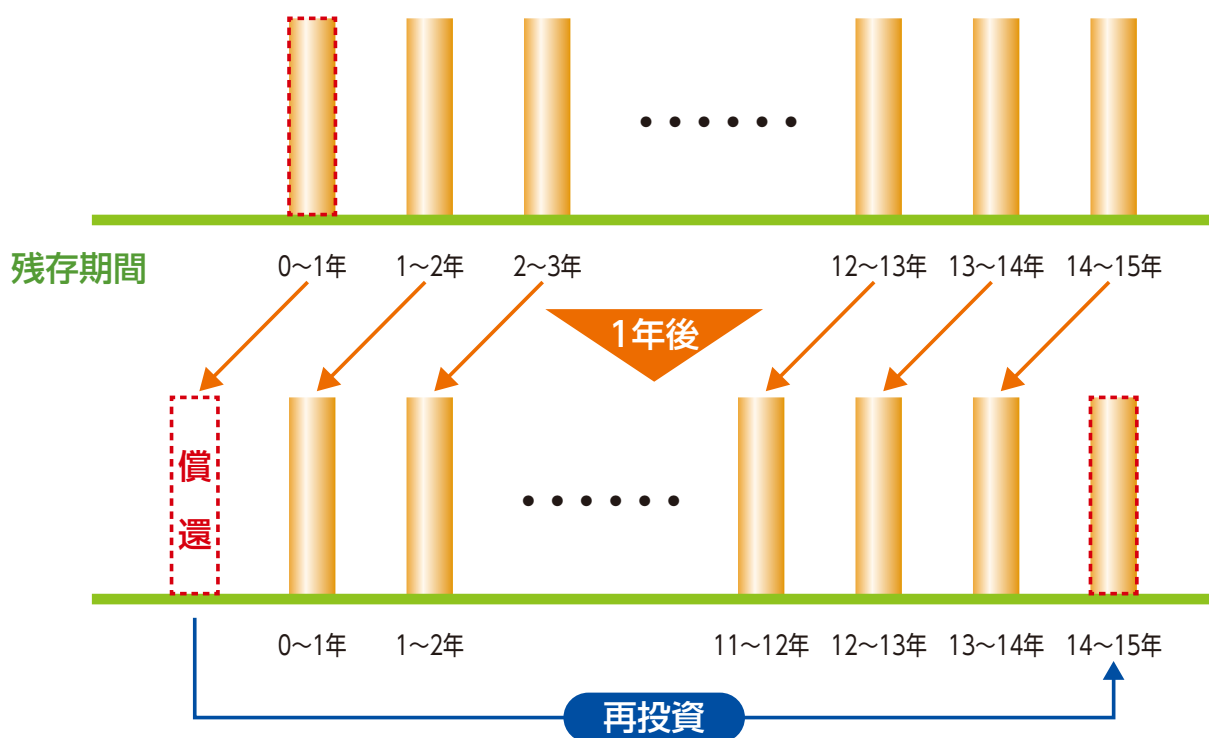


ファンドの目的・特色

- ◆国債の償還金または償還が見込まれる国債の売却代金を再投資するにあたっては、残存期間が15年程度までの国債のうち、期間が最長のものに投資します。

(残存期間毎の国債の投資金額の平準化にも利用することがあります。)

償還時における対応について



等金額投資の主な特徴

① 金利変動リスクの分散

金利変動による債券価格への影響は、債券の残存期間により異なります。短期から長期までの残存期間の異なる債券に投資することにより、金利変動に対するリスクを分散できると考えられます。

② 安定した収益性

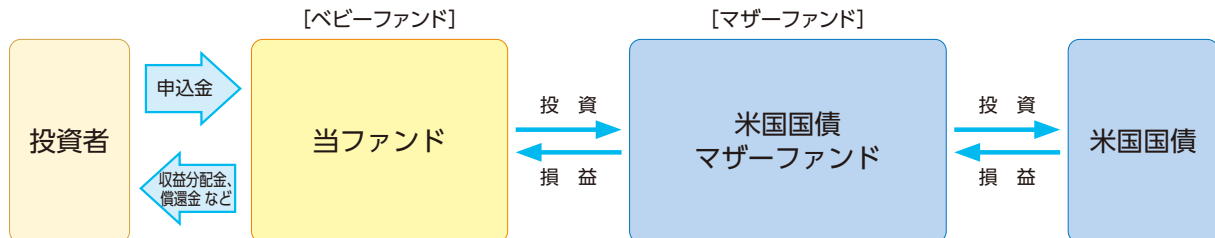
保有債券の償還が行なわれるつど、その償還金を、長期債に再投資します。一般に長期債は短期債と比較して利回りは高い傾向があります。

※上記は一般的な特徴を示したものです。また、元本の安全性および将来の成果を示唆・保証するものではありません。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- マザーファンドにおいて、運用の効率化を図るため、債券先物取引を利用することがあります。このため、米国国債の組入総額および債券先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

ファンドの目的・特色

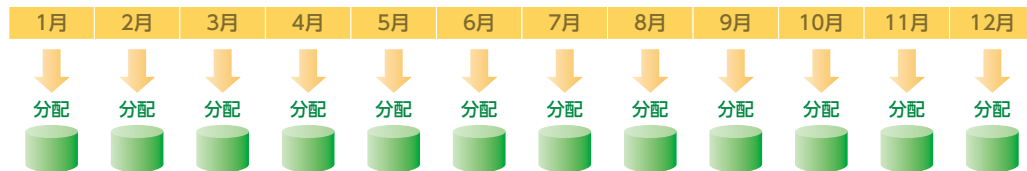
2

毎月26日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

【分配方針】

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



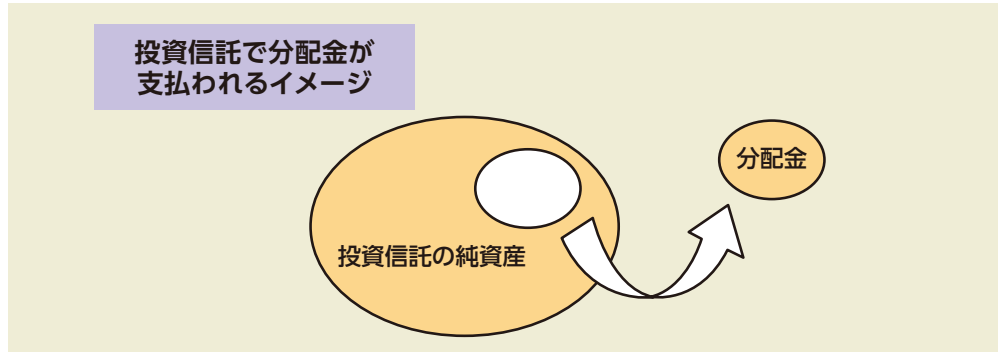
- ◆上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ◆分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ◆ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限りです。株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

[収益分配金に関する留意事項]

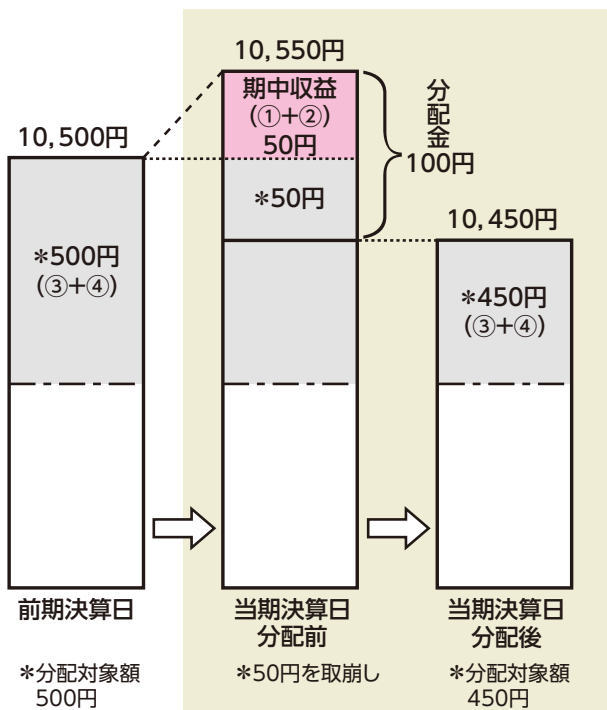
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



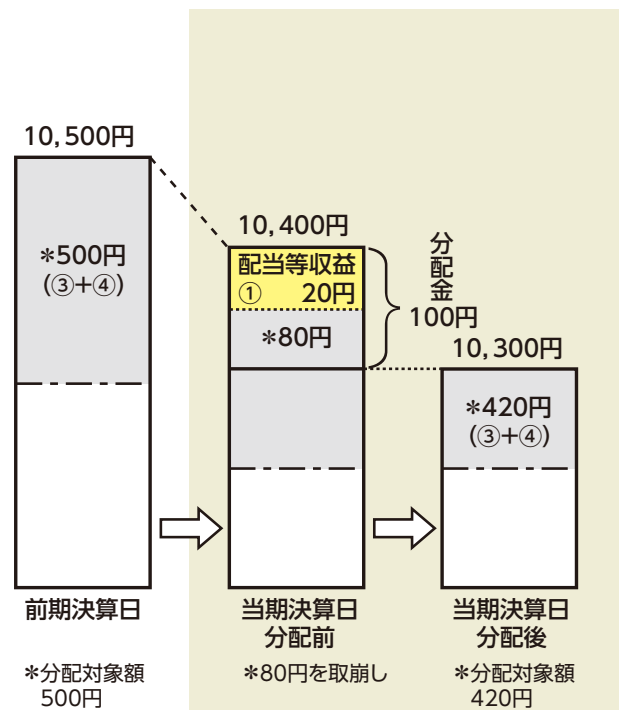
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

(注) 「手続・手数料等」の「〈税金〉」の部分にイメージ図を記載。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

公社債の 価格変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

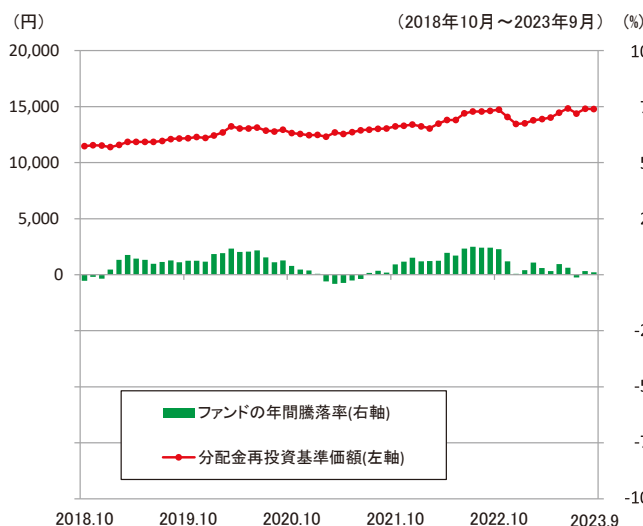
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行います。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

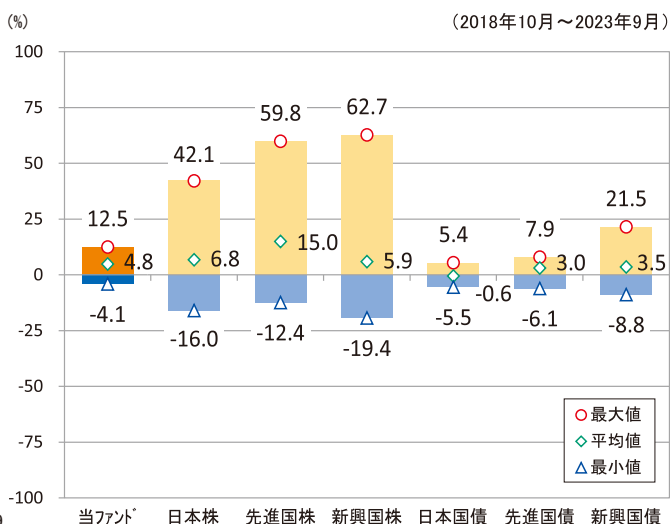
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間にける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間にける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

運用実績

● 米国国債ファンド 為替ヘッジなし(毎月決算型)

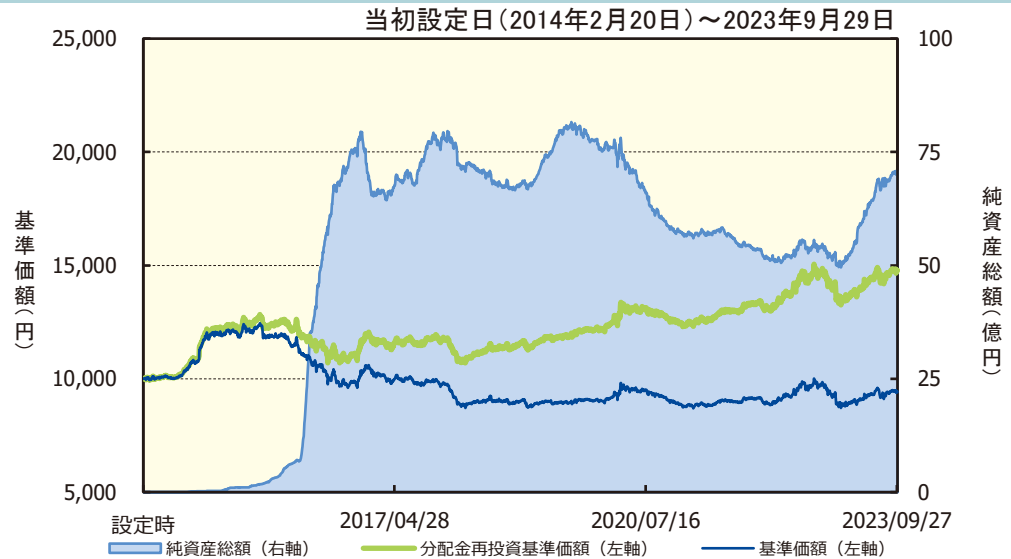
2023年9月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,426円
純資産総額	70億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-0.2%
3カ月間	-0.5%
6カ月間	6.4%
1年間	1.1%
3年間	14.3%
5年間	28.3%
設定来	47.8%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 360円

設定来分配金合計額: 4,380円

決算期	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期	第109期	第110期	第111期	第112期	第113期	第114期	第115期
	22年10月	22年11月	22年12月	23年1月	23年2月	23年3月	23年4月	23年5月	23年6月	23年7月	23年8月	23年9月
分配金	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円	30円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

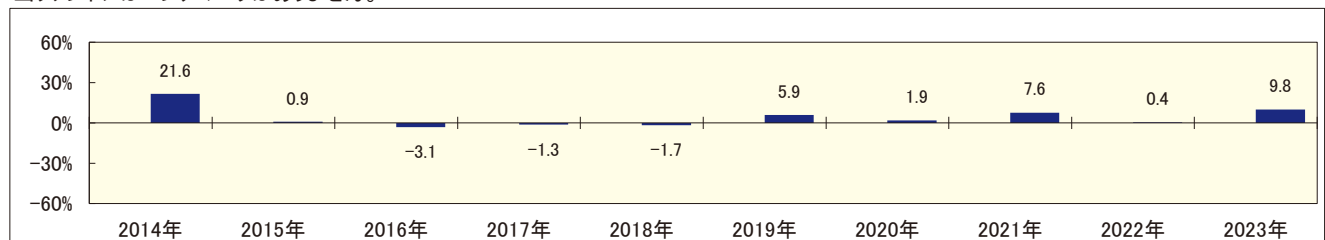
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値		組入上位10銘柄	償還日	比率
外国債券	17	96.9%	米ドル	98.3%	直接利回り(%)	3.4	United States Treasury Note/Bond	2025/02/15	6.6%
			日本円	1.7%	最終利回り(%)	4.8	United States Treasury Note/Bond	2024/02/15	6.6%
コール・ローン、その他		3.1%			修正デュレーション	6.3	United States Treasury Note/Bond	2026/02/15	6.6%
合計	17	100.0%			残存年数	7.3	United States Treasury Note/Bond	2027/02/15	6.5%
債券種別構成		比率			格付別構成	比率	United States Treasury Note/Bond	2028/02/15	6.5%
国債		96.9%			AAA	100.0%	United States Treasury Note/Bond	2029/02/15	6.5%
					AA	－	United States Treasury Note/Bond	2030/02/15	6.5%
					A	－	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	2032/02/15	6.4%
					BBB	－	United States Treasury Strip Coupon	2034/02/15	6.4%
					BB	－	United States Treasury Strip Coupon	2035/02/15	6.4%
合計		96.9%	合計	100.0%	合計	100.0%	合計		65.0%

※格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2014年は設定日(2月20日)から年末、2023年は9月29日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1万口当たり）
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 受 付 中 止 日	ニューヨークの銀行またはシカゴ商品取引所における米国債先物取引のいずれかの休業日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
購 入 の 申 込 期 間	2023年12月20日から2024年6月19日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。
信 託 期 間	2014年2月20日から2028年3月24日まで 受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰 上 償 還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、 信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎月26日（休業日の場合翌営業日）
収 益 分 配	年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注) 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信 託 金 の 限 度 額	3,000億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ (https://www.daiwa-am.co.jp/) に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年3月および9月の計算期末ならびに償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出 いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、NISA（少額投資非課税制度）の適用対象であり、2024年1月1日 以降は一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。 ※2023年9月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
購 入 時 手 数 料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>2.2% (税抜2.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。		
信託財産留保額	ありません。	—		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	<u>年率1.144%</u> <u>(税抜1.04%) 以内</u>	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。		
	前記の運用管理費用（年率）は、每期、直近3月26日（休業日の場合翌営業日）における新発10年米国国債の利回り（原則として、ブルームバーグ社発表の米国国債ジェネリック10年の終値）に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。 新発10年米国国債の利回りが	イ. 1%未満の場合 …… 年率0.374% (税抜0.34%) ロ. 1%以上2%未満の場合 …… 年率0.594% (税抜0.54%) ハ. 2%以上3%未満の場合 …… 年率0.814% (税抜0.74%) ニ. 3%以上4%未満の場合 …… 年率0.924% (税抜0.84%) ホ. 4%以上の場合 …… 年率1.144% (税抜1.04%)		
委 託 会 社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。		
販 売 会 社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。		
受 託 会 社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。		
	〈運用管理費用の配分〉 (税抜) (注1)	委託会社	販売会社	受託会社
	前イ. の場合	年率0.15%	年率0.15%	年率0.04%
	前ロ. の場合	年率0.25%	年率0.25%	
	前ハ. の場合	年率0.35%	年率0.35%	
	前ニ. の場合	年率0.40%	年率0.40%	
	前ホ. の場合	年率0.50%	年率0.50%	
その他の費用・ 手 数 料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。		

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となりますが、2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

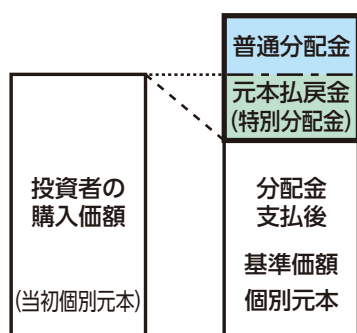
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2023年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

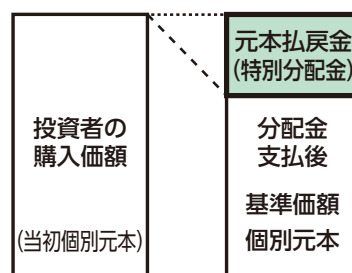
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
米国国債ファンド 為替ヘッジなし (毎月決算型)	0.94%	0.92%	0.02%

※対象期間は2023年3月28日～2023年9月26日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づいてお渡しするものです)

この書面、手数料に関する書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

【クーリング・オフの適用について】

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

【ファンドにかかる手数料等について】

投資信託のご購入からご解約・償還までにお客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。費用等の合計は以下を足し合わせた金額となります。

これらの費用の合計額、計算方法等については、お客さまがご購入されるファンドやご購入金額等によって異なりますので、表示することができません。

(1)ご購入時・ご解約時に直接ご負担いただく費用

- 申込手数料:申込金額(手数料込み)に応じ、ご購入時の基準価額に対して最大3.30%(税込)の率を乗じて得た額

※申込代金から申込手数料をいただきますので、申込代金の全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません(裏面に具体的な計算例を示していますのでご確認ください)。

※当ファンドの申込手数料率は別項の「お申込手数料率のご案内」でご確認ください。

- 信託財産留保額:ご購入時の基準価額に対して最大0.1%の率を乗じて得た額
ご解約時の基準価額に対して最大0.5%の率を乗じて得た額

- 解約手数料:かかりません

(2)保有期間中に信託財産から間接的にご負担いただく費用

- 信託報酬:純資産総額に対して最大年2.20%(税込)の率を乗じて得た額。なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。

- その他の費用:証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用、実質的に投資対象とする資産の価格に反映される費用(各々必要な場合は消費税等を含みます)など(運用状況等によって変動するため、料率、上限額を示すことができません。投資対象とするファンドにおいて負担する場合を含みます)。

申込手数料以外の詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

◆ファンドの終了について

一定の事項に抵触した場合は繰上償還することがあります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

◆当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

三井住友信託銀行は、ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。

◆当社が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

三井住友信託銀行が行う登録金融機関業務は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づくものであり、当社においてファンドのお取引を行われる場合は、以下の方法により取り扱いたします。

- 当社では投資信託のお取引にあたっては、「振替決済口座、投資信託保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます)には、取引報告書を原則として郵送によりお客さまに交付いたします。

◆当社の概要(販売会社に関する情報)

商号等	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
本店所在地	〒100-8233 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
資本金	3,420億円(2023年3月31日現在)
設立年月日	1925年7月28日
加入協会等	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
当社の苦情処理措置 及び紛争解決措置	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター または一般社団法人全国銀行協会を利用 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
認定投資者保護団体 業務の概要	当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。 信託業務、銀行業務、不動産売買の媒介・証券代行等の併営業務、登録金融機関業務

※本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。

上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

金融ADR制度(苦情処理・紛争解決手続)について

- 金融ADR制度とは、金融機関とお客さまとのトラブルを、裁判以外の方法で解決を図る制度です。一般的に、手続きの簡易さ、迅速性、専門性、非公開性、低廉な費用といったメリットがあるといわれています。苦情処理・紛争解決手続きの手段は、お客さまが任意にご選択できます。
- お取引の指定ADR機関、または、指定ADR機関がない場合の当社の苦情処理・紛争解決手続き(苦情処理措置および紛争解決措置)については、目論見書補完書面の「当社の概要」をご覧ください。

お申込み手数料に関するご留意事項

1. 申込手数料の具体的な計算例

金額指定で購入する投資信託の申込手数料は、概ね次のように計算します。

(例) 申込手数料率が3.30%(税込)、基準価額が1万口あたり10,000円の投資信託を100万円の申込金額(手数料込み)で購入される場合

$$\text{① 1万口あたりの申込手数料(税込)} \quad 10,000\text{円} \times 3.30\% = 330\text{円}$$

(基準価額) (申込手数料率)

$$\text{② 購入口数の計算} \quad 1,000,000\text{円} \div \left(\frac{10,000\text{円} + 330\text{円}}{1\text{万口あたり}} \right) \times 10,000 = 968,055\text{口}$$

(申込金額) (基準価額 + 申込手数料)

$$\text{③ 申込手数料(税込)の計算} \quad 330\text{円} \times 968,055\text{口} \div 10,000 = 31,945\text{円}$$

(1万口あたりの申込手数料) (購入口数)

2. 投資信託のお申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

《例》お申込手数料率が3%(税抜)の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率(税抜)】

1年	3.00%
2年	1.50%
3年	1.00%
4年	0.75%
5年	0.60%
⋮	
⋮	

※ 投資信託によっては、お申込手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※ 左記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や償還までの期間については目論見書や目論見書補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、左記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

三井住友信託銀行へのお問い合わせ先

ご不明な点等につきましては、下記または、お取引のある本支店までお問い合わせください。

0120-921-562

【受付時間】 平日 9:00~17:00

(土・日・祝日および12/31~1/3はご利用いただけません。)

なお、お問い合わせの内容によっては、お取引のある本支店におつなぎさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※ 本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。
上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。

目論見書補完書面(投資信託)

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

お申込み手数料率のご案内

〈商品名〉

米国国債ファンド 為替ヘッジなし (毎月決算型)

■ 申込手数料率 ■

申込金額	手数料率
1億円未満	1.65% (税込)
1億円以上	1.10% (税込)

スイッチングのお申し込みは無手数料です。

- 上記の申込手数料率を上限とします。ただし、申込手数料割引サービス等を別に定める場合はこの限りではありません。
- 詳細および最新情報は、当社ホームページまたはお取引店でご確認ください。

〈三井住友信託銀行にて取り扱う投資信託に関してご注意いただきたい事項〉

■ 投資信託におけるリスクについて

投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託証券等に投資します。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。これによりお受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。投資信託の運用により信託財産に生じた損益は、全て投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。

■ その他重要なお知らせ

- ・ 投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。
- ・ 取得のお申し込みの際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。
- ・ 当社は投資信託の販売会社であり、ご購入・ご解約のお申し込みについて取り扱いを行います。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- ・ 投資信託にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- ・ 本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

※本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。
上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。

目論見書補完書面(投資信託)



1 商品などの内容(当社は、組成会社などの委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています)

金融商品の名称・種類	米国国債ファンド 為替ヘッジなし(毎月決算型)						
組成会社(運用会社)	大和アセットマネジメント株式会社						
販売委託元	大和アセットマネジメント株式会社						
金融商品の目的・機能	残存期間の異なる米国国債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。						
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	組成会社(運用会社)： ●年金の補完などを目的として、定期的に資産を取り崩すニーズがある方。 ●以下の分配金の仕組みを理解し、投資信託の運用を続けながら分配金を毎月受け取りたい方。 ・ファンドの購入価額や運用状況によっては、分配金の一部または全部が実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。 (複利効果を重視して長期的な資産形成をお考えの方には、毎月分配型のファンドは適していません。) ・分配金は計算期間中の収益を超えて支払われることがあり、分配金の水準は必ずしもファンドの収益率を示すものではありません。 ●元本割れリスクを許容する方。 当社(販売会社)：上記を踏まえ、過去の運用実績に基づく以下のファンドリスクもご参考にご購入をご検討ください。当ファンドは、特定の国の銘柄に投資するため、債券市場全体の動きとファンドの動きが大きく異なる場合や、為替変動の影響を大きく受ける場合があることにご留意のうえ、時間分散や積立による投資もご検討ください。 〈ファンドリスク(2023年11月末現在)〉 <table><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>5*</td></tr></table> 小 ← TOPIX → 大 (注)(株)QUICKがファンドの価格変動リスクをTOPIX(東証株価指数)との相対評価を6段階で表したものです。詳細は裏面に記載のQUICKファンドリスクをご参照ください。 ●当ファンドは、運用で得た利子、配当などを中心に、定期的かつ安定的な収益分配を目指す商品です。退職後の年金補完などのニーズにお応えします。 ●なお、分配金は原則ファンド運用で得た利子や配当などの収益からお支払いするものですが、お客さまのご投資のタイミングによっては、個別元本の一部が含まれることがあるほか、長期投資に資する複利効果が期待できず、運用効果が低下する可能性があります。将来的な資金ニーズに備える際は、分配金の受け取りよりも複利効果が期待できる商品への投資をご検討ください。	1	2	3	4	5	5*
1	2	3	4	5	5*		
パッケージ化の有無	パッケージ化商品ではありません。						
クーリング・オフの有無	クーリング・オフ(契約日から一定期間、解除できる仕組み)の適用はありません。						

右のようなご質問があればお問い合わせください。

- ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
- ③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

2 リスクと運用実績(本商品は、円建ての元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります)

損失が生じるリスクの内容	● 運用資産の市場価格の変動による影響を受けます。 ● 投資先などの破綻や債務不履行による影響を受けます。 ● 為替相場の変動による影響を受けます。 ● 投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化などによる影響を受けます。
【参考】過去1年間の収益率	1.1%(2023年9月末現在)
【参考】過去5年間の収益率	平均4.8% 最低-4.1%(2021年3月) 最高12.5%(2022年7月) (2018年10月～2023年9月の各月末における直近1年間の数字)

※損失リスクの内容の詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「投資リスク」、運用実績の詳細は【交付目論見書】の「運用実績」に記載しています。

右のようなご質問があればお問い合わせください。

- ④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
- ⑤ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。

3 費用(本商品の購入または保有には、費用が発生します)

購入時に支払う費用(販売手数料など)	〈1万円あたりの金額〉 お申込金額(手数料込み)に応じ、基準価額に対して以下の申込手数料率を乗じて得た額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>【お申込金額】</th><th>【申込手数料率】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1億円未満</td><td>1.65%(税込)</td></tr> <tr> <td>1億円以上</td><td>1.10%(税込)</td></tr> </tbody> </table> ● 左記の申込手数料率を上限とします。ただし、申込手数料割引サービスなどを別に定める場合はこの限りではありません。 ● 当ファンドは「米国国債ファンド為替ヘッジなし(奇数月決算型)」とのスイッチングが可能です。 ● スwitchingのお申し込みは無手数料です。なお、スイッチングの場合も、ご解約時と同様に税金がかかる場合がありますのでご注意ください。 スイッチング取り扱い：店舗	【お申込金額】	【申込手数料率】	1億円未満	1.65%(税込)	1億円以上	1.10%(税込)
【お申込金額】	【申込手数料率】						
1億円未満	1.65%(税込)						
1億円以上	1.10%(税込)						

継続的に支払う費用 (信託報酬など)	●実質的に負担する運用管理費用は年率1.144% (税込) 以内です。 ●その他費用・手数料などが実費でファンドから支払われます。これらは事前に料率、上限などを表示することはできません。
運用成果に応じた費用 (成功報酬など)	ありません。

※上記以外に生ずる費用を含めて詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」に記載しています。

右のようなご質問があればお問い合わせください。▶ ⑥私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。
⑦費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4 換金・解約の条件 (本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります)

- この商品の償還期限は2028年3月24日です。ただし、信託期間を延長する場合や繰上償還する場合があります。
- 解約手数料、信託財産留保額はありません。
- 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申し込みには制限があります。
- 申込受付中止日には、換金の申込みを受け付けません。
- 金融商品取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

※詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」に記載しています。

右のようなご質問があればお問い合わせください。▶ ⑧私がこの商品を換金・解約するとき、具体的にどのような制限や不利益があるのかについて説明してほしい。

5 当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

- 当社がお客さまにこの商品を販売した場合、当社は、お客さまが支払う費用（運用管理費用（信託報酬））のうち、組成会社から年率0.55%（税抜0.50%）以内の手数料をいただきます。これは運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価です。
- 当社は、この商品の組成会社との間で資本関係などの特別の関係はありません。
- 当社の営業職員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されるような場合はありません。

※利益相反の内容とその管理方針については、当社ホームページの「利益相反管理方針（概要）」をご参照ください。

<https://www.smtb.jp/general/management>

右のようなご質問があればお問い合わせください。▶ ⑨あなたの会社が高得手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6 租税の概要 (NISA、iDeCoの対象か否かもご確認ください)

- 分配時：配当所得として課税されます（普通分配金に対して20.315%）。
- 換金（解約）時および償還時：譲渡所得として課税されます（換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%）。
- 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。法人の場合は異なります。
- 税法が改正された場合などには、税率などが変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。
- この商品の当社での取り扱いは以下の通りです。

NISA成長投資枠	×	NISAつみたて投資枠	×	iDeCo	×
-----------	---	-------------	---	-------	---

(2024年3月現在)

※詳細は契約締結前交付書面【交付目論見書】の「手続・手数料等」に記載しています。

7 その他参考情報 (契約にあたっては、当社Webサイトに掲載された次の書面をよくご覧ください)

- 販売会社(当社)が作成した「契約締結前交付書面」および組成会社が作成した「交付目論見書」

https://fwg.ne.jp/fund/services?_ControlID=TS25Control&_PageID=TS25503&_ActionID=LatestProspectusPdf4&compCd=AVF&tsnKyukiCd=04314142&reportType=TK

※PDF形式でまとめて掲載しています。



- 質問事例に関する回答は、別紙にまとめております。こちらよりご確認ください。

<https://www.smtb.jp/-/media/tb/personal/saving/investment/keyinformation/pdf/qa.pdf>



【QUICK ファンドリスク】ファンドの価格変動リスクをTOPIX（東証株価指数）との相対評価を6段階（1,2,3,4,5,5*）で表したものです。ファンドの過去3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年の各期間の標準偏差とTOPIXの標準偏差との対比を平均して評価したもので、4カ月以上の運用実績のあるファンドを対象としています。ファンドのリスクの大きさ（標準偏差の値）そのものを表すものではありません。

【QUICK 提供情報 ご利用上の注意】本情報は、投資判断の参考としての情報提供を目的としているものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。本画面および本情報に関する著作権を含む一切の権利は、三井住友信託銀行株式会社、株式会社 QUICK またはその提供元（「情報源」）に帰属します。本情報の内容については万全を期しておりますが、その内容を保証するものではありません。本情報は過去の実績に基づくものであり、将来の実績を保証するものではありません。

本情報を利用することによって、または、利用できないことによって生じたいかなる損害についても、三井住友信託銀行株式会社、株式会社 QUICK および情報源は、一切の責任を負いません。本情報は、閲覧者ご自身ののためにのみご利用いただくものとし、有償、無償を問わず、第三者への提供は禁止します。また、本情報の内容について、蓄積、編集加工、二次加工を禁じます。

投資信託をご購入の際は、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

J60371510-05(2024年3月作成)